

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 十 一 月 二 十 五 日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十八の項第二号中「貯蔵若しくは」を「貯蔵し、若しくは」に、「若しくは関係者に質問」を「関係者に質問させ、若しくは指定薬物等を収去」に改め、同表土木事務所長の部七の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第十三条の二の規定により法第十一条第一項又は法第十三条第二項の規定による通知に係る事項を関係市町村の長に通知すること。

別表第三建築事務所長の部十三の項第十号中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第九号中「第十一条」を「第二十条」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第八号中「第十条」を「第十九条」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第七号中「第八条第八項」を「第十七条第十項」に改め、「認定を」の下に「した旨を」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第六号中「第八条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第五号中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「第七号」を「第十六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

訓 令 甲

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

二

項第四号中「第七条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 法第十六条第二項の規定により既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすること。

別表第三建築事務所長の部十三の項第三号中「第七条第三項」を「第十五条第三項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二号中「第七条第二項」を「第十五条第二項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第十号とし、同項第一号中「第七条第一項」を「第十五条第一項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の八号を加える。

1 法第七条の規定により報告を受けること。

2 法第八条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。次号から第八号までにおいて同じ。）の規定により要安全確認計画記載建築物の所有者に報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずること。

3 法第八条第二項の規定により同条第一項の規定による命令をした旨を公表すること。

4 法第九条前段の規定により報告の内容を公表すること。

5 法第十二条第一項の規定により要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすること。

6 法第十二条第二項の規定により要安全確認計画記載建築物の所有者に必要な指示をすること。

7 法第十二条第三項の規定により要安全確認計画記載建築物の所有者が指示に従わなかつた旨を公表すること。

8 法第十三条第一項の規定により報告させ、又は立入検査をすること。
別表第三建築事務所長の部十三の項に次の九号を加える。

20 法第二十二條第二項の規定により建築物の地震に対する安全性に係る認定をすること。

21 法第二十三條の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すこと。

22 法第二十四條の規定により報告させ、又は立入検査をさせること。

23 法第二十五條第二項の規定により区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定をすること。

24 法第二十七条第一項の規定により要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすること。

25 法第二十七条第二項の規定により要耐震改修認定建築物の所有者に必要な指示をすること。

26 法第二十七条第三項の規定により要耐震改修認定建築物の区分所有者が指示に従わなかつた旨を公表すること。

27 法第二十七条第四項の規定により報告させ、又は立入検査をすること。

28 法附則第三条第一項の規定により報告を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十四の項第二号中「貯蔵若しくは」を「貯蔵し、若しくは」に、「若しくは関係者に対する質問」を「関係者に対する質問若しくは指定薬物等の収去」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年十一月二十五日から施行する。